

- 4 代理人が申請（届出）する場合は、委任状及び代理人が本人であることを証する書類が必要です。
- 5 印鑑の登録ができる方は、本市の住民基本台帳に登録されている方です。ただし、15歳未満の方及び意思能力を有しない者（15歳未満の方を除く。）は、登録できません。
- 6 登録できる印鑑は、1人1個に限ります。
- 7 次に掲げる印鑑は登録できません。
 - (1) 住民基本台帳に登録されている氏名、氏、名若しくは通称又はこれらの一部を組合わせたもので表わしていないもの
 - (2) 職業、資格等他の事項を併せて表わしているもの
 - (3) ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
 - (4) 印影の大きさが一辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの又は一辺の長さ25ミリメートルの正方形に収まらないもの
 - (5) 印影が不鮮明なもの又は文字の判読が困難なもの
 - (6) 外枠のないもの
 - (7) 他の者が既に登録しているもの又は他の者が既に登録している印鑑に酷似した印影であるもの

保証書

裏面申請者（届出者）は、本人であることを保証します。

年 月 日

保証人	住所	土浦市		保証人の登録印鑑
	フリガナ			
	氏名（署名）			
	印鑑登録番号	電話 番号	（ ）	